

# 女性活躍推進法が平成28年4月1日から施行されました！

## えるぼし認定企業になりませんか？

### 女性活躍推進法とは

女性の職業生活における活躍を推進するために、以下のような基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍を推進していくものです。

- 女性に対する採用、昇進等の機会の積極的な提供及びその活用が行われること
- 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備により、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にすること

### えるぼし認定とは

女性の活躍推進の取組状況が認定基準に達した優良な事業主として、厚生労働大臣の認定を受けた企業は、認定マーク「えるぼし」(右図)を商品や広告に付すことができ、女性活躍推進企業であることをPRできます。認定には、1～3段階あります。



<1段階目>



<2段階目>



<3段階目>

### <認定企業への優遇措置>

#### 1 公共調達における加点点評価

公共調達のうち、各府省が価格以外の要素を評価する調達(総合評価落札方式・企画競争方式)を行うときは、契約の内容に応じて、「えるぼし」認定企業は加点点評価されます。

#### 2 日本政策金融公庫による低利融資

日本政策金融公庫(中小企業事業・国民生活事業)において実施している「地域活性化・雇用促進資金(企業活力強化貸付)」を利用する際、基準利率から-0.65%での低利融資を受けることができます。

### 両立支援等助成金(女性活躍加速化コース)

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた取組内容(「取組目標」)等を盛り込んだ「行動計画」を策定して、目標を達成した事業主に支給します。

#### 助成金の種類と支給金額>

※( )は大企業

	【加速化Aコース】 ※取組目標達成時	【加速化Nコース】※数値目標達成時	
			基準値以上の女性管理職比率の 基準値を達成した場合
生産性要件達成	36万円(一)	36万円(一)	60万円(36万円)
生産性要件未達成	28.5万円(一)	28.5万円(一)	47.5万円(28.5万円)

えるぼし認定を受けるためには、定められた基準を満たす必要があります。また、助成金の申請にあたっては、詳細な支給要件、必要な書類等があります。お問い合わせは、下記までお気軽にどうぞ。

### 【お問い合わせ先】 宮崎労働局 雇用環境・均等室

住所 / 宮崎市橋通東3丁目1-22 宮崎合同庁舎4階

電話 / 0985-38-8827

宮崎労働局URL / <http://miyazaki-roudoukyoku.site.mhlw.go.jp/home.html>